

熊本市立東町中学校第2期生同窓会 会則

平成21年1月3日

第一章 総則

第1条 (名称)

本会は、熊本市立東町中学校第2期生同窓会と称す。

第2条 (組織)

本会は熊本市立東町中学校昭和60年度卒業生及び母校旧教職員をもって組織する。

第3条 (事務所)

本会の事務所は、同窓会代表が居住する住所(熊本市花立5丁目11番10号)を事務所とする。代表が交代する場合は本会則を改訂する。

第4条 (目的)

本会は、会員の親睦をはかるとともに母校の発展に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

1. 同窓会、その他集会
2. 会員の名簿の作成、管理
3. 会費の管理
4. ホームページ等の作成
5. その他必要と認める事項

第二章 会員

第6条 (会員)

本会の会員は正会員、特別会員、もって構成する。

1. 正会員 熊本市立東町中学校昭和60年度を卒業生とする。ただし、母校に在籍した者で入会を希望する場合は役員会の承認を得てこれを加えることができる。
2. 特別会員 同卒業生の恩師及びそれに相当する旧母校教職員

第三章 役員会、幹事会

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名
4. 書記 2名
5. クラス幹事 14名(原則として、1クラスから男女1名×7クラスの最大14名とする)
6. 監査 2名

第8条 (役員の執務)

1. 会長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務を総括する。副会長を兼任できる。
4. 書記は、本会の会務を記録する。

5. クラス幹事は、正副会長とともに幹事会を構成し、本会の会務を処理する。

6. 監査は本会の会計を監査する。

第9条 (役員を選任)

会長は不定期に行われる幹事会において互選により選出される。

副会長、会計、書記、監査及びクラス幹事は会長により指名される。

第10条 (役員の任期)

役員は、辞任、会員からの不信任が要求された場合に改選を行う。

第四章 機関

第11条 (機関)

本会は、次の機関をおく。

役員会(会長、副会長、会計、書記)

幹事会(会長、副会長、会計、書記、クラス幹事)

第五章 会計

第12条 (資金)

本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあたる。

会費は運営上必要な場合に会員より徴収する。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第14条 (決算書)

役員会は、会計年度終了後1ヶ月以内に決算書を作成しなければならない。

決算書は、幹事会の開催時に役員から説明を行う。

第15条 (会計事務)

本会の会計事務は、会長が任命した2名の会計員が行い、役員がこれを補佐する。

第16条 (口座の管理)

振込みによる入金があった場合、口座の代表者に対して郵貯銀行より郵送にて通知される。

通知書は、会計が保管する。

出金の必要がある場合は、会長(口座の代表者)が役員会の承認を得て出金を行う。

会長が交代する場合は、現会長名義で作成された通帳の代表変更の郵貯銀行の規定に従って手続きを行う。

第六章 活動

第17条 (活動時期及び種類)

本会の活動開始日は平成21年1月3日とする。

総会(同窓会)の企画を立案し遂行する。

同窓生の不幸の際の香典・電報の手続き。

先生方に不幸があった際の供花の手続き。

その他、役員にて必要と判断する事象についての対応。

以上